水産物流通調査業務における 民間競争入札実施要項(案)

平成 29 年〇月

水 産 庁

目 次

1. 趣旨••	1						
2. 水産物流	充通調査業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1						
3. 水産物流	た通調査業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質・・・・・ 5						
4. 水産物源	た通調査業務の契約期間・・・・・・・・・・・・・・・ 13						
5. 民間競	予入札に参加する者に必要な資格・・・・・・・・・・・ 13						
6. 民間競	予入札に参加する者の募集・・・・・・・・・・・・・・ 14						
7. 落札者る	と決定するための評価基準及び落札者の決定方法・・・・・・・・ 15						
8. 水産物源	た通調査業務における従来の実施状況に関する情報の開示・・・・・ 19						
9. 民間事業	食者が使用できる国有財産に関する事項・・・・・・・・・・ 19						
10. 契約に。	より民間事業者が講ずべき措置等・・・・・・・・・・・ 19						
11. 契約に。	より民間事業者が負うべき責任・・・・・・・・・・・・ 23						
12. 法第7多	条第8項に規定する評価に関する事項・・・・・・・・・・ 24						
13. その他の	D実施に関する必要事項・・・・・・・・・・・・・・ 25						
別紙1-1	産地水産物流通調査、冷蔵水産物流通調査及び水揚量・価格情報(日別)						
	の概要						
別紙1-2	水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別)における						
	調査区一覧表						
別紙1-3	用途別出荷量調査における調査区一覧表						
別紙1-4	冷蔵水産物流通調査における市区町一覧表						
別紙 2	水産物流通調査業務の流れ図						
別紙3	調査対象配付用品一覧						
別紙4-1	卸売業者・漁業協同組合等名簿						
別紙4-2	冷凍・冷蔵工場名簿						
別紙5	冷蔵水産物流通調査に御協力いただいている皆様へ						
別紙6	水産物流通調査業務 調査拒否等報告						
別紙7	冷蔵水産物流通調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの						
	回答データ取得作業の手順						
別紙8	水産物流通調査業務 問合せ・苦情等対応状況						
別紙 9	水産物流通調査業務 調査票回収・催促状況						
別紙 10-1	産地水産物流通調査(水揚量・価格調査)審査事項一覧表						
別紙 10-2	用途別出荷量調査 審査事項一覧表						
別紙 10-3	冷蔵水産物流通調査 審査事項一覧表						
別紙 10-4	紙 10一 4 水揚量・価格情報(日別) 審査事項一覧表						
別紙 11	水産物流通調査業務 疑義照会状況						
別紙 12	従来の実施状況に関する情報の開示						
別紙 13	用途別出荷量調査要領						

別紙 14 冷蔵水産物流通調査要領

別紙 15 水産物流通調査 照会対応事例集

別紙 16 産地魚種流通名(抜粋版)

別紙 17 システム構成図

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、水産庁は、公共サービス改革基本方針(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された水産物流通情報発信・分析事業のうち主要漁港における主要品目の水揚量・卸売価格、水産物の在庫量等の水産物の需給・価格等に関する情報の収集・分析等に係る業務(以下、「水産物流通調査業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

2. 水産物流通調査業務の概要

本業務は、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るため、全国の主要漁港における主要品目の水揚量、卸売価格や水産物の在庫量等、水産物の需給・価格の動向を把握することを目的として、平成21年度より委託事業として毎年度実施している。

(1)業務の体系

水産物流通調査業務は、次の調査、情報収集(以下「調査等」という。)及び情報発信から 構成される(産地水産物流通調査、冷蔵水産物流通調査及び水揚量・価格情報(日別)の概要 は別紙1参照)。

- 1) 産地水産物流通調査
 - ·水揚量·価格調査(年間)
 - ·水揚量·価格調査(月別)
 - 用途別出荷量調査
- 2) 冷蔵水産物流通調査
- 3) 水揚量·価格情報(日別)

(2)調査等の対象

それぞれの調査等の対象は、以下に基づき水産庁が選定する。調査を実施する卸売業者、漁業協同組合及び冷凍・冷蔵工場等については、毎年 12 月下旬頃に水産庁が民間事業者に対し、3 (1)②イに示す卸売業者・漁業協同組合等名簿、冷凍・冷蔵工場名簿により示す。ただし、平成 30 年度については、公示(平成 29 年 12 月末予定)以降、民間入札に参加する予定の者から希望があった場合、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

- 1) 産地水産物流通調査
 - ① 水揚量・価格調査(年間)

漁業センサスで設定された漁業地区(※1)のうち、主要な漁業地区(※2)における全ての卸売業者及び漁業協同組合

※1:市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁

業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区

- ※2: 当該漁業地区での水揚量・取扱金額や国の施策上の観点を考慮するとともに、卸売市場が形成され、年間調査品目の調査が可能な卸売業者等が存在する地区
- ② 水揚量・価格調査(月別)

水揚量・価格調査(年間)の選定地区のうち、月別調査品目毎の水揚量上位20地区を基本とし、原則として1地区で5品目以上が該当となった地区における全ての卸売業者及び漁業協同組合

③ 用途別出荷量調査

水揚量・価格調査(年間)の選定地区のうち、調査品目(※)の水揚量がおおむね6割を占める地区における全ての卸売業者及び漁業協同組合等

※用途別出荷量調査要領(別紙13)の別表1参照。

2) 冷蔵水産物流通調査

全国の総冷蔵能力の50%に達するまでの産地40市町(※)及び消費地14市区町(※)を対象とし、水産物を取り扱う主機(冷凍圧縮機)10馬力(1馬力=0.75KW換算)以上の冷凍・冷蔵工場のうち、対象となる市区町ごとの総冷蔵能力に対し調査する冷蔵能力の累計が80%に達するまで抽出した冷凍・冷蔵工場

※冷蔵水産物調査要領(別紙14)の別表1参照。

3) 水揚量・価格情報(日別)

水揚量・価格調査(年間)の選定地区のうち、主要漁港として国の施策上、特に重要な地区における全ての卸売業者及び漁業協同組合等

(3)調査等の規模

予定調査対象数は、平成 30~32 年調査の合計で延べ約 2,391 対象であり、内訳は以下のとおり。ただし、予算の関係で、調査(情報収集)対象数等が変更される場合がある。

① 水揚量・価格調査(年間)

約200地区(H28年調査区は別紙1-2参照)、約109品目

② 水揚量・価格調査(月別)

約40地区(H28年調査区は別紙1-2参照)、約35品目

③ 用途別出荷量調査

約32地区(H28年調査区は別紙1-3参照)、約19品目

④ 冷蔵水産物流通調査

約495工場(H28年調査市区町は別紙1-4参照)、約40品目

⑤ 水揚量・価格情報(日別)

約30地区(稚内、羅臼、釧路、大津、八戸、宮古、大船渡、気仙沼、女川、石巻、塩釜、 小名浜、銚子、三崎、沼津、焼津、紀伊勝浦、小木、境港、浜田、福岡、唐津、松浦、長崎、 枕崎の地区を含む)(H28年調査区は別紙1-2参照)、約35品目

(4)調査等の時期

① 水揚量・価格調査(年間)

調査期間は1月から12月までの1年間とし、調査回数は年1回

② 水揚量·価格調査(月別)

調査期間は3月から翌年2月までの1年間とし、調査回数は月1回

③ 用途別出荷量調査:年1回

調査期間は1月から12月までの1年間とし、調査回数は年1回

④ 冷蔵水産物流通調査

調査期間は3月から翌年2月までの1年間とし、調査回数は月1回

⑤ 水揚量・価格情報(日別)

情報収集期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、情報収集回数は毎日(祝日を除く月~金曜日で取引がある日)

(5)調査・情報収集事項

① 水揚量・価格調査(年間・月別) 主要品目別水揚量・価額・価格

② 用途別出荷量調査

用途別出荷量

③ 冷蔵水産物流通調査

主要品目別月間入・出庫量及び月末在庫量

4 水揚量・価格情報(日別)

主要品目別水揚量 · 価格

(6)調査等の方法

1) 水揚量・価格調査(年間・月別)

調査対象が、次のいずれかの方法から選択して実施する。

- イ 調査票を郵送により配付し、調査対象が記入した調査票を郵送、FAX又は電子メール により回収する方法
- ロ 水揚量・価額・価格が記載された台帳等の写しを郵送、FAX又は電子メールにより回 収する方法 (注)民間事業者が当該写しを基に、入力業務を代行することが必要
- ハ 水産物流通情報提供システムを使用して、水揚量・価額・価格のデータを回収する方法
- 2) 用途別出荷量調査
 - イ 調査表を郵送により配付し、調査対象が記入した調査票を郵送、FAX又は電子メール により回収する方法
- 3)冷蔵水産物流通調査

調査対象が、次のいずれかの方法から選択して実施する。

- イ 調査表を郵送により配付し、調査対象が記入した調査票を郵送、FAX又は電子メール により回収する方法
- ロ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」 という。)を使用して、調査票を配付・回収する方法
- ハ 水産物流通情報提供システムを使用して、月間入・出庫及び月末在庫量のデータを回収 する方法
- 4) 水揚量・価格情報(日別)

調査対象からFAX、電子メール又は電話の聞き取り等により主要品目別水揚量・価格の情報を収集する。

(7) 水産物流通情報提供システムに関する概要

水産物流通情報提供システムとは、調査票の作成、調査票の電子送付 (インターネットを介した送付)、データの入力・管理・集計を行い、決められた様式に基づいた集計結果の出力及びホームページにデータを公表するシステムのこと。

民間事業者に対し、水産庁よりこの水産物流通情報提供システムのプログラムを貸与する。 データの集計(水揚量・価格情報(日別)を除く)については、このシステムを使用する。 なお、当該システムの機材保管費は本業務に含むこととし、改修業務及び運用支援業務は本 業務に含まない。

情報セキュリティ対策を講じた作業場所、ブロードバンド環境、固定 IP アドレスの他サーバ、ファイヤーウォール及び UPS (無停電電源装置) 等の関連機材については民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となる。

① 通信環境

ブロードバンド環境

② ハードウェア構成

イ サーバ

クライアントサーバ型で構成すること。

- ロ サーバスペック
- (イ) インターネットサーバ

4コアCPU (2. 20GHz相当)以上

メモリ 2GB以上

ディスク容量 300GB×2台(RAID構成 ホットプラグ対応)

UPS (無停電電源装置)

(ロ) データベースサーバ

4コアCPU(2.20GHz相当)以上

メモリ 8GB以上

ディスク容量 300GB×2台(RAID構成 ホットプラグ対応)

LTO3ユニット(データバックアップ用)

UPS (無停電電源装置)

③ ソフトウェア構成

イ サーバOS

(イ) インターネットサーバ

WindowsServer2012 R2 Standard (IIS6.0 使用) 相当

(ロ) データベースサーバ

WindowsServer2008 R2 Standard 相当

ロ データベースソフト

Oracle Database 11g

ハ クライアントOS

Windows7 以上 (32 ビット版/64 ビット版どちらでも可) InternetExplorer 11

Microsoft Office Personal 2013

④ ネットワーク構成

本業務用のインターネット環境及びLANを構成すること

なお、当該システムにおいては、入札説明会の場において詳細な説明(取扱説明書の説明等)を行い、多くの事業者が参加できるように配慮する。

- 注1) 水産物流通情報提供システムは平成21年度にシステムの設計・開発(設計:965万円、 プログラム開発等:2,815万円)後、改修を3回実施(平成23年度:458万円、平成24年度:365万円、平成27年度1,420万円(運用支援業務を含む))。当該システムの維持管理に要した費用(平成28年度実績)は、約710万円(機材保管費(リース代含む))。
- 注2)水産物流通情報提供システムは、インターネットサーバ、データベースサーバ、認証用サーバ、ファイヤーウォール、UPS (無停電電源装置)等から構成される(別紙 17 参照)当該システムは、新たな 0S 基盤への対応、セキュリティ向上等のため、平成 29 年度に新たなシステムを設計しており、平成 30 年度に新旧システムを併行して運用した後、同年度中に新システムへの切替を実施する予定である。

3. 水産物流通調査業務に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質に 関する事項

(1) 水産物流通調査業務に係る請負業務の内容

水産物流通調査業務(水揚量・価格情報(日別)を除く。)における実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定)、実査(調査関係用品の配付、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票や台帳等の写し(以下「調査票等」という。)の回収・催促)、審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会)、集計(調査票等データの集計、結果表の作成、審査、公表)、調査対象への謝礼支給(原則、年度末一括払い)とする(業務の流れについては、別紙2を参照)。

水揚量・価格情報(日別)における業務は、準備(調査対象への協力依頼・確定)、情報の 収集(調査日の15時半までに収集)、審査・疑義照会、電子データの作成、水産庁への報告(調 査日の16時半までに報告)及び公表(調査日の17時目途)、調査対象への謝金支出(原則、 年度末一括払い)。なお、調査日の15時半以降に情報収集した情報については、翌日(翌日が 土日休日の場合は、その翌日)に審査、集計、水産庁への提出及び公表を行うものとする。

① 業務実施期間

平成30年度中の契約締結日から平成33年3月31日(平成30年度から平成32年度)

上記に係る予算措置については、平成30年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

② 水産庁からの貸与物件

水産庁からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- イ 卸売業者・漁業協同組合等名簿、冷凍・冷蔵工場名簿
- 口 平成 28 年調査結果

回収した調査票等の審査や集計表の作成を実施する際に、前年の調査結果を比較する ためのもの(調査対象個別データを電子媒体により貸与)

集計表や情報収集の結果は、水産物流通情報提供システムのホームページで公表 (水産物流通情報提供システムのURL)

http://www.market.jafic.or.jp/suisan/

ハ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム利用手順書(以下「システム利用 手順書」という。)

オンライン調査システム上において調査回答者情報等の登録作業を行うための手順書

ニ ワンタイムパスワードトークン (認証用機器)

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード(認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。)を生成する機器

木 冷蔵水産物流通調査

オンライン調査システム操作ガイド(以下「システム操作ガイド」という)

- へ 水産物流通情報提供システムのプログラム(過去に実施した改修及びシステム運用支援 業務に係る報告書を含む)及び取扱説明書(管理者編、一般ユーザ編)
- ト 産地魚種流通名

調査対象からの収集した調査票等において、魚種名が従来からその地域での一般的に使用している呼び名である地方名等で記載いる場合、民間事業者において、水産庁が貸与する「産地魚種流通名」(別紙 16 の抜粋版を参照)を活用し、調査対象毎に魚種の変換を行うものとする。

なお、調査表に「産地魚種流通名」に記載されていない魚種又は不明確なものが記載されていた場合は、民間事業者が調査対象に照会等を行うとともに、その結果を基に「産地 魚種流通名」を適宜更新するものとする。

③ 業務の引継ぎ

イ 現行の事業者からの引継ぎ

水産庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

民間事業者は、本事業の終了に伴う次期事業者への業務の引継ぎ計画及びその内容につ

いて、事前に水産庁に提示し、了承を得た上で、業務内容を明らかにした書類等(更新された産地魚種流通名を含む)により、次期事業者に対し、十分な引継ぎを行うものとする。 なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

④ 業務の内容

イ 産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査

本業務の内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、下記審査準備、実査、審査、集計、調査対象への謝金支給の業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める(業務実施の具体的な方法については、企画書(6(2)③参照)に記載する)。

また、民間事業者は定期的に水産庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

- ・実査準備 → 詳細は以下の (イ)・(ロ)
- ・実査 → 同 (ハ) ~ (ト)
- ・審査 → 同 (チ)
- ・電子化、集計、集計表の作成、審査、報告、公表 → 同 (リ)
- ・調査対象への謝礼支給 → 同 (ヌ)

(イ)調査関係用品の印刷

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- a 調査対象に配付する調査関係用品(別紙3参照)のうち印刷を要するものについて 水産庁が提供した原稿を基に作成・印刷すること
- b 各調査関係用品の印刷部数は、水産庁が提示する調査対象数を基数とすること。
- C 各調査関係用品の印刷に当たっては、水産庁の指定した印刷仕様(規格は原則A4とし、調査票は上質紙、それ以外は任意)を使用すること。見本については、入札説明会において示すものとする。

(ロ)調査対象への協力依頼・確定

民間事業者は、水産庁が契約後に貸与する「卸売業者・漁業協同組合等名簿」(別紙 4-1) 及び「冷凍・冷蔵工場名簿」(別紙 4-2) に示された調査対象の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、調査関係用品の配付・調査票等の回収方法を確認する。

冷蔵水産物流通調査については、インターネットが整備されている調査対象に、オンライン調査について協力を求めることとし(別紙5)、協力いただける調査対象があった場合は水産庁に連絡する(水産庁はシステム設定作業の一部を行う。)。

民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「水産物流通調査 調査拒否等報告」(以下「調査拒否等報告」という。)(別紙6)に取りまとめ、水産庁に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、水産庁が民間事業者と連携して対応するものとする。なお、初年度である平成 30 年度については、契約締結前に水産庁が協力依頼・確定

業務を実施する。

(ハ)調査関係用品の配付

民間事業者は、オンライン調査又は水産物流通情報提供システムを選択した調査対象 以外には、(ロ)で確認した方法で、調査対象に対し調査票、返信用封筒及び調査票記 入要領を配付する。

オンライン調査システムで調査を行う場合には、「システム利用手順書」に基づき、ID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し、配付する。

水産物流通情報提供システムで調査を行う場合には、USB トークン(水産庁が支給) 及び「水産物流通情報提供システム取扱説明書(一般ユーザー編)」を配付する。

(二) オンライン調査システムの回答者情報登録

民間事業者は、オンライン調査システムを使用する前月末日までに、「システム利用 手順書」及び「冷蔵水産物流通調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び 調査対象からの回答データ取得作業の手順」(別紙7参照)に基づき回答者情報等の登 録作業を行う。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所、ブロードバンド環境及び固定 IP アドレスについては民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシステム環境が必要となる。

• 通信環境

ブロードバンド環境 (推奨)

・パソコンの動作環境

OS: Windows8.1, Windows7SP1

Web ブラウザ : InternetExplorer 11.0、Mozilla Firefox ESR(法人向け延長サ

ポート)、Safari 10.1

PDF 閲覧ソフト: AdobeReader XI、Adobe Acrobat Reader DC

(ホ)調査対象からの問合せ・苦情等の対応

民間事業者は、次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- a 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- b 調査対象からの問合せ、苦情等については、「照会対応事例集」を活用すること。
- c 問合せ・苦情等の対応状況については、「水産物流通調査 問合せ・苦情等対応状況」(別紙8の様式による。以下「問合せ、苦情等対応状況」という。)に取りまとめ、10(1)①に定める期日までに水産庁に電子メールにより提出すること。

(へ)調査票等の回収・督促

民間事業者は、調査対象に対し、指定した期日までに調査票等を提出するように周知 徹底を図るとともに、未提出の調査対象に対して督促を行う。なお、調査票等の督促方 法については民間事業者の創意工夫(※)により設定し、企画書にその具体的な内容を 記述すること。

※ 水揚量・価格調査(年間・月別)については、調査対象が業務で作成する台帳等 と調査票の魚種名が一致しない場合(台帳等は地方名を採用しているなど)等もあ ることから、調査対象が調査票を記入する負担が大きい。このため、従来より調査 票だけの回収方法でなく、台帳等の写しを回収する方法も調査対象の希望により実 施しており、催促等に関しては当該回収方法の推奨の他、月別等で集計されていな い台帳等の受付(集計を民間事業者が代行し、間違いがないか調査対象に確認)等 の調査対象の負担を軽減する工夫が求められる。

(ト)調査票等の回収状況の管理

民間事業者は「水産物流通調査 調査票等回収・催促状況」(別紙9の様式による。 以下「調査票回収・催促状況」という。)に調査票等の回収日、催促状況等の必要事項 を記載し、調査票の回収状況を管理する。なお、「調査票回収・催促状況」は、10(1) ①に定める報告期日までに調査票等と併せて水産庁に提出する。

(チ)調査票等の内容審査、調査対象への疑義照会

民間事業者は、提出された調査票等の内容について、水産庁が示す「審査事項一覧表」 (別紙 10-1、別紙 10-2 及び別紙 10-3) に基づき確実に審査を行い、必要に応じて調査 対象に対して疑義照会を行う。疑義照会の結果、修正が生じた場合は調査票等の内容を 修正する。

なお、調査対象に対する照会の状況は「水産物流通調査 疑義照会状況」(別紙 11 の様式による。以下「疑義照会状況」という。)に取りまとめ、10(1)①に定める期日までに水産庁に電子メールにより提出する。

(リ)調査票等の電子化・集計・集計表の作成・審査・報告・公表

民間事業者は、審査が終了した調査票等について、別途提示するファイルフォーマット (入札説明会において提示)に基づき電子化し、電子化したデータと調査票等の突合 チェックを行う。なお、確定値取りまとめ後の調査票及び電子化したデータを⑥により 水産庁に提出する。集計表について、審査事項一覧表に基づき確実に審査を行う。

なお、集計表の作成方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書に その具体的な内容を記述する。

水産庁の了解後、民間事業者はホームページに集計表を公表する。

(ヌ)調査対象への謝礼支給

民間事業者は、(ロ)で確定した調査対象であって、実際に調査を実施した者に対し、 謝礼として水揚量・価格調査(年別)、用途別出荷量調査及び冷凍水産物流通調査は各 年度末までに 10,000 円、水揚量・価格調査(月別)は各年度末までに 120,000 円(調 査対象が希望する場合には毎月 10,000 円)の謝金の支払いを行うこととし、実額を水 産庁が負担する。

なお、年間の謝礼支払額(支払件数)及び受領辞退対象数について、事業報告書に記載すること。

ロ 水揚量・価格調査(日別)

本業務の内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、 各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、下記準備、情報の収集、審 査、集計・水産庁への報告、調査対象への謝金支給の業務については、より良質かつ低廉 なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める(業務実施の具体的な方法については、企画書(6(2)③参照)に記載する。)

(イ)準備

民間事業者は、水産庁が契約後に貸与する「卸売業者・漁業協同組合等名簿」(別紙 4-1) に示された調査対象の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査 への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、情報収集の方法を確認する。

民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「水産物流通調査 調査拒否等報告」(以下「調査拒否等報告」という。)(別紙6)に取りまとめ、水産庁に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、水産庁が民間事業者と連携して対応するものとする。なお、初年度である平成 30 年度については、契約締結前に水産庁が協力依頼・確定業務を実施する。

(ロ)情報の収集

民間事業者は、調査対象に対し、指定した時間(15 時半)までに情報を提供するよう に周知徹底を図る。

(ハ) 内容審査及び調査対象への疑義照会

民間事業者は、提供された情報の内容について、水産庁が示す「審査事項一覧表」(別紙 10-4)に基づき審査を行い、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行う。疑義照会の結果、修正が生じた場合は提供された情報の内容を修正する。

(二) 電子化したデータの作成と水産庁への提出・公表

民間事業者は、審査が終了した情報について、別途提示するファイルフォーマット(入 札説明会において提示)に基づき電子化し、電子化したデータと調査票等の突合チェックを行う。電子化したデータを水産庁に提出する。

民間事業者は、ホームページに集計表を公表する。

本調査を基に、主要水産物の毎月の需給見通しについて分析を行い、水産庁に報告する (http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/sikyou/index.html 参照)。

(ホ)情報提供への謝礼支給

民間事業者は、情報提供を行う調査対象に対し、各年度末までに 240,000 円 (調査対象が希望する場合には毎月 20,000 円) の謝金の支払いを行う。なお、年間の謝礼支払額(支払件数)及び受領辞退対象数については、事業報告書に記載すること。

⑤ 情報セキュリティ管理

民間事業者は、農林水産省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ及び個 人情報保護を確保するものとする。特に以下の点に留意すること。

- イ 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して適正な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルは提案書と併せて提出し、水産庁の審査を受けること。
- ロ 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は契

約終了時までに裁断・粉砕等により必ず廃棄すること。

ハ 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに水産庁に報告し、今後の 対応方針について協議すること。

⑥ 納品物件(納品時期)

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ 同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体によるものとし、このほか、水産庁の執務 用・保存用として、調査対象配付用品一覧(別紙3)に掲げるものの印刷物一式を印刷終了 時に2セット納入する。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする。

水揚量・価格調査(月別) 集計表	調査翌月の25日
・月別品目別上場水揚量・価格表	
・漁港別品目別上場水揚量・価格表	
・累計水揚量・価格表	
水揚量・価格調査(年別) 集計表	調査年の翌年3月31日
- 品目別	
• 漁港別品目別	
・主要品目別月別漁港別(価額はなし)	
用途別出荷量調査 集計表	調査年の翌年3月31日
・用途別出荷量実数・構成比	
· 漁港別主要品目別用途別出荷量	
冷蔵水産物流通調査 (月別) 集計表	調査翌々月の5日
・主要品目別月間入・出庫量及び月末在庫	※平成33年2月の調査については、調
・主要品目別月末在庫量の上位7市区町	査翌月の 25 日
冷蔵水産物流通調査(年間) 集計表	平成 30 年度 平成 31 年 3 月 31 日
・月別産地・消費地別調査工場数	平成 31 年度 平成 32 年 3 月 31 日
・月別産地・消費地別調査冷蔵能力	平成 32 年度 平成 33 年 3 月 31 日
・月別品目別月間入庫量	
• 月別品目別月間出庫量	
・月別品目別月末在庫量	
·品目別月別市町村別月末在庫量	

⑦ 業務受託に関する留意事項

イ 設備と場所

民間事業者は、本業務を実施するために、情報セキュリティ対策を講じた作業場所、調査関係資料を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、パソコン、ブロードバンド環境、固定 IP アドレスの他サーバ、ファイヤーウォール及び UPS (無停電電源装置)等の関連機材等の必要な設備と場所を用意する。

ロ 名称の使用等

民間事業者は、「水産物流通調査」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び水産庁の受託者である旨は、調査対象へ送付する「依頼文」に明記する。また、民間事業者は調査対象からの調査票等の返送先を自ら確保するとともに、契約後速やかに、調査票等の返送先を水産庁に報告すること。

ハ 連絡・調整担当者

民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、水産庁との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務時間内(平日9:00~18:00)においては、速やかに連絡・調整が取れる状態を保つこととし、水産庁との連絡・調整は、この担当者を経ることとする。

二 業務従事予定者の教育

本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票等や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるよう教育を行うこと。

(2)入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、水産庁は、質の確保状況について、10(1)①に示す報告及び3(1)⑥に示す納品物件により毎月ごとに確認(モニタリング)する。

① スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、水産庁と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

② 照会対応事例集による対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、照 会対応事例集により対応すること。

③ 基準日における目標回収率

一連の業務(督促業務等)を通じ、各年又は各月の基準日(調査票等の提出期日)における調査票等の回収率が、過去3年の調査の実績値を基に定めた目標回収率(水揚量・価格(年間)は98%、冷蔵水産物流通調査は96%、それ以外の調査は100%)を達成すること(民間事業者の責に依らない理由(廃業等による連絡不能等)により、水産庁が調査不能と判断した調査対象を除く)。

なお、目標回収率を下回った年又は月があった場合は、各年の事業報告書において、実績 回収率が目標回収率を下回った要因について分析し、水産庁に報告するとともに、回収率の 達成を確保する上で必要な改善策を講ずる。

4 報告期日、審査

報告期日までに報告をするとともに、調査票等の審査、調査集計表の検討については集計 した結果について、水産庁が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討事項全てについて行う こと。

なお、調査票、集計表等の審査については、民間事業者は次のア及びイについて、水産庁

の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

ア 水産庁が調査票等のデータ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

イ 水産庁から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に疑義照会を行い、修正が 生じた場合には調査票等の内容の修正を行うこと。

(3) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の①又は②の場合、速やかに業務の改善策(水産庁への提案を含む)を 作成及び提出し、水産庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、水産庁に対して必要な助言 及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 水産庁が、10(1)①に示す報告や3(1)⑥に示す納品物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

(4) 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案(照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等)を水産庁に対して行う。

(5) 契約の形態及び支払

① 契約の形態

契約の形態は請負契約とする。契約金額には、調査対象への謝金を含む。 なお、ホームページ維持・更新及びサーバ等のリース料も当該契約金額に含むこととする。

② 契約金額の支払

調査対象への謝金については、請求時に支払った実額(以下「実額支払分」という。)を 証明できる書類(領収書、振込証明書等)を添付するものとする。

契約金の支払(実額支払分を含む)については、落札者が決定した後、落札者と水産庁が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、10(1)①に示す報告及び3(1)⑥に示す納品物件や業務の完了を確認できる書類等を水産庁に提出する。水産庁は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、水産庁は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ 確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合に は水産庁が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更

(税率の変更含む)

4. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

5. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条(第 11 号を除く)に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者 は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4)農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」を有していること。
- (5)農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約氏名停止等措置要領に基づく 指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 13(4)の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (7) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限 までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

- (8) 入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
- (9)単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により攻勢された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、(1)から(6)までの資格を除く全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

6. 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール

①入札公告平成 29 年 12 月下旬②入札説明会平成 30 年 1 月上旬③質問受付期限平成 30 年 1 月下旬④入札書提出期限平成 30 年 2 月中旬⑤企画書の審査等平成 30 年 2 月中旬⑥開札、落札予定者の決定平成 30 年 2 月下旬

⑦契約締結

(2) 入札の実施手続

① 入札説明後の質問受付

入札公告以降、水産庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、水産庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び水産庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、 質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、水産庁まで提出すること。

イ 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額(謝金実費を除く)の108分の100に相当する金額)を記した書類

口 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

ハ 資格審査結果通知書

平成 29 年度競争参加資格 (全省庁統一資格) における資格審査結果通知書の写し

ニ 暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する 規定について評価するために必要な書類。

③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、7 で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載する こととする。

- イ 実施計画
- ロ 実施体制・設備・環境
- ハ 組織の専門性
- ニ 本業務従事予定者への教育
- ホ セキュリティ対策
- へ 調査関係用品の印刷・配付
- ト 調査対象の選定、調査への協力依頼及び調査対象への謝礼支給
- チ 調査対象からの問合せ・苦情等対応
- リ 調査票等の回収及び督促
- ヌ 調査票等の審査・疑義照会対応
- ル 調査票等の電子化・集計表の作成

なお、上記について水産庁が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外に

ついても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

7. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」(表 1)のとおり。なお、 評価は、水産庁内に設置する評価委員会において行う。

表1 評価項目一覧表

	提案書の目次					点配	分	提
大	中				必須(案書
項	項		評価項目	評価の観点	基礎	加点	加重	項
目	目				点			番号
 1								
	実施計画		・実施計画(スケジュール)は、水産庁が示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	10	-	-	П
		☆	・業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか	調査の効率化	-	9	3	Ш
2 1	€施体制						1	П
			・本業務を遂行可能な人数が確保されているかまた、業務増加時の人員の補助体制が確立されているかなお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	基本的な組織体制	3	-	-	
2.1	実施体制・設備・環境		・支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか		3	-	-	
			・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な実施体制が用意されているか	基本的な設備環境	3	-	-	
			・水産物の需給・価格等の情報収集に知悉した責任者を適正に配置しているか	統計調査の知識と体制の	-	6	2	
		L	・水産庁からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか	柔軟性	-	6	2	$oxed{oxed}$
			・業務遂行に当たり、水産物流通関係の基本的な知識(主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、漁業・水産加工業・冷凍冷蔵業等の知識)を有しているか	専門性	-	9	3	
2.2	組織の専門性		・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、実務経験を有する者を配置することとなっているか	処理能力	-	6	2	
			・官公庁の統計調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	6	2	
			・ISO9001の認証を受けているか 注)	資格	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の 教育		・教育の概要が必要な内容を含むか(水産物流通調査について、秘密の保護についてなど)	教育の内容	4	-	-	
	3213	☆	・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか		-	9	3	Ш
2.4	セキュリティ対策		・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	3	_	_	-
2 Æ	 固別業務の実施方	· i±	・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1	Ш
	調査関係用品の印	冱	・印刷・配付の手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	_	_	П
		☆	・調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか	調査票等配付業務の質	-	6	2	1
	調査への協力依頼及 び調査客体への謝礼 支給		・調査対象への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
3.2		☆	・調査対象へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されて いるか	調査への協力依頼業務の 質	-	12	4	
		☆	・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか	効率化	-	6	2	Ш
	問い合わせ・苦情等 対応		・調査客体からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
0.0		☆	・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応 の工夫	-	9	3	
	調査票等の回収及び		・調査票等の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	4
34	超促	☆	・調査票等を確実に回収(100%)するための創意工夫(調査対象の負担軽減のための帳票等の既存資料の受付)による設定がされているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4	
	調本亜竿の安本. 22		・調査票等の審査、疑義照会についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	_	1
	調査票等の審査・疑 義照会対応		・審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか	- 効率化		12	4	4
	調査票等のデータの電子化及び集計、統	☆	・水産庁からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	6	2	\dashv
			・調査票等のデータの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告についての手順が 具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-	
3.0		☆	・調査票等のデータの電子化、統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか	効率化	-	12	4	
		☆	・水産庁からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	6	2	
3.7	調査方法に関する改善提案・事業者の創 意工夫	☆	・調査票の回収、データの集計等の調査の仕方に関する改善提案・事業者の創意工夫が 示されているか	効率化	-	6	2	

ワーク・ライフ・バランス等の推進 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下((1)~(3))の法令に基づく認定を受 (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に 基づく認定(えるぼし認定企業) ·2段階目 4点 ※1 ·3段階目 6点 1点 ※2 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用 する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定し -ク・ライフ・バラン その他 4.1 2 ス等の推進 ている場合のみ)。 (2)次世代育成支援対策推准法に基づく認定 ・くるみん認定企業 2点 ・プラチナくるみん認定企業 4点 (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ユースエール認定 4点 ※3 (1)~(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点 を行う 5 その他

5.1	水産庁が創意工夫を 求めている項目以外 の創意工夫の事項	・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか			-	6	2	
					44	156		
		☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目		105	-	105		

技術点合計 必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「〇点」により評価、加点に ついては、加点項目ごと3点満点で、0~3点の4段階により評価

実施体制、実績を評価する項目

95

200

44 51

44 156

注)この項目は、認証を受けていない…O点 認証を受けている…3点 で評価を行う

注1)評価項目の官公庁の統計調査とは、官公庁の統計調査又は月次統計調査をいうが、週報調査、四半期調査、日別調査等比較的短い期間で実施する統計調査の実績も加点の対象とする。なお、 統計調査の実績については、水産物に係るものでなくてもよい。

注2) 評価項目の専門的知識については、以下に関する最低限の知識のことを示す。

- ① 水産物
 - ・ 魚の種類と特性 (漁期、産地、用途)
 - ・水揚価格や需給の変動要因について 等
- ② 水産加工製品 (練り製品・すり身、缶詰、その他の食品加工品、魚油・飼肥料、養殖用・漁業用餌料)
 - ・水産加工製品の種類、特性

上記のような専門的知識を有することにより、実査において報告されたデータの誤り、不整合等について早期発見が可能となり、調査対象への照会、質問、修正指示等がスムーズに行われる。その結果、データの修正、集計結果の作成等の集計業務も効率的かつ短期間で行うことができる。

なお、上記の最低限の専門的知識については、電話等による問合せに対しては随時回答することとし、更に入札説明会の場において詳細な説明を行い、多くの事業者が参加できるように配慮する。

(1) 落札者を決定するための評価の基準

① 技術点 (得点配分 200 点)

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加点項目)について行い、必須項目審査の得点(以下「基礎点」という。)と加点項目審査の得点(以下「加点」という。)の合計点を技術点とする。

イ 基礎点 (44 点)

次の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 44 点を与え、 その一つでも満たしていない場合は失格とする。

口 加点(156点满点)

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」(表 1)上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を以下の審査基準により評価し、各入札参加者に対して 0 点から 3 点までを付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

評価	評価内容	得点
Α	非常に優れている	3
В	優れている	2
С	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

表 2 審査基準

② 入札価格点 (得点配分 100 点)

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格 に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は100点とする。

(1-入札価格/予定価格)×入札価格に係る得点配分(100点)

(2) 落札者の決定

① 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得られた数値の 最も高い者を落札予定者とする。

- イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ロ 「評価項目一覧表」(別表 1) に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。

② 総合評価点の計算

総合評価点 = [技術点] + [入札価格点]

= [基礎点(44点)+加点(156点満点)]+[(1-入札価格/予定価格)×100点]

③ その他

- イ 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない 場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ロ 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。
- ハ 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。 また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない水産庁の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。
- 二 水産庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落 札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

水産庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、 入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告による と本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場 合には、別途、契約を行うことができる。この場合において、水産庁はその理由を公表すると ともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

8. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」 (別紙 12) のとおりとする。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報及び3(1)②の水産庁の貸与物件は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、水産庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

9. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

水産庁は、調査対象からの調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償(ただし、通信費用、電気料等は利用者負担)とする。

10. 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 民間事業者が報告すべき事項

① 報告等

3 (2) で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、 次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに水産庁に報告すること。 また水産庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民 間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備考
調査拒否等報告	随時	別紙6の様式によること
問合せ、苦情等対応状況	随時	別紙8の様式によること
調査票回収・催促状況	四半期毎	別紙9の様式によること
疑義照会状況	四半期毎	別紙 11 の様式によること
勤務体制表	受託後1ヶ月以内	・業務担当者の配置実績及び勤務体制
		を記載すること
		・調査票等を扱うことができる人員の
		管理体制、保管責任者、管理責任者等
		の体制及び保管・管理状況を記載する
		こと
		・各工程の管理責任者の氏名、所属、
		連絡先を記載すること
		・督促・審査及び苦情対応業務の業務
		担当者の氏名、所属を記載すること
事業報告書		
平成 30 年調査報告書	平成31年3月31日	・年間の謝金支払金額(支払件数)、謝金
平成 31 年調査報告書	平成32年3月31日	支給額(支給件数)及び受領事態調査対
平成 32 年調査報告書	平成33年3月31日	象数について記載すること
		・各調査における各月・年の調査票等の
		回収率を記載すること

② 調査

水産庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第

26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする水産庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

- イ 水産庁から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々 な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。
- ロ 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等 の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に水産庁から不正行為の有 無を確認する。

③ 指示

水産庁は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して水産庁が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負業務の開始及び中止

イ 請負業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 本業務の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、水産庁の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

- イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはな らない。
- ロ 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により 区別してはならない。

④ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。 ただし、3(1)④イ(ヌ)・ロ(ホ)の調査対象への謝礼支給は除く。

④ 宣伝行為の禁止

イ 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、水産庁や「水産物流通調査」の名称やその一部を 用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列 挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当 該自ら行う業務が水産物流通調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある 行為をしてはならない。

ロ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者 を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡 してはならない。

- ⑨ 権利義務の帰属等
 - イ 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は水産庁に帰属する。
 - ロ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、水産庁の承認を受けなければならない。
- ① 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、水産庁の許可を得ることなく自ら行う事業又 は水産庁以外の者との契約(水産庁との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を 行ってはならない。

① 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は水産庁以外の者との契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

- 12 再委託の取扱い
 - イ 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則とし

てあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

ハ 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で水産庁の承認を受けなければならない。

ニ 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収 することとする。

ホ 再委託先の義務

再委託先は、上記 10(2)及び(3)②から⑪までに掲げる事項について、民間事業者と 同様の義務を負うものとする。

へ 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、 民間事業者が責任を負うものとする。

(3) 契約内容の変更

民間事業者及び水産庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

(4) 契約の解除

水産庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ロ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ハ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかに なったとき。

(15) 契約解除時の取扱い

イ 契約解除時の請負報酬の支払

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、水産庁は民間事業者に対し、当該契約の解除 の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記⑭に該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記イの請負報酬を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として水産庁が指定する期日までに納付するとともに、水産庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

ハ 延滞金

水産庁は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の5の

割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

二 損害賠償

水産庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。 なお、水産庁から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済 みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額と みなす。

16 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

① 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と水産庁が協議するものとする。

11. 契約により民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合 における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

水産庁が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、水産庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について水産庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、水産庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 水産庁に対する求償

民間事業者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について水産庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は水産庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

- ① 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって水産庁に損害を与えたときは、民間事業者は、水産庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- ② 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「3 (1)⑥ 納品物件」に定める納品期限を遅延したときは、遅延金として納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を水産庁の指定する期間内に納付しなければならない。

12. 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

水産庁は、総務大臣が行う評価の時期(平成32年6月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成32年3月末日時点における状況を調査するものとする。

(2)調査の実施方法

水産庁は、10(1)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する(数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。)。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

(3)調査項目

- ① 3 (2) ①から④に係る事項
- ② 調査票及び集計表の検証状況(水産庁からの疑義照会件数・内容等)
- ③ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

水産庁は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査対象から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

水産庁は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、平成32年5月を目途に 総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、水産庁は、本業務の実施状況等を提出 するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

13. その他本業務の実施に際し必要な事項

(1)対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

水産庁は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、 その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 水産庁の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記 10 により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。
- ⑥ 本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法(平成19年法律第53号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(4)評価委員会の開催

水産庁は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、 水産庁及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。